



令和3年9月 相談件数

508件

(前月比: +43件)

(前年同月比: ▲141件)

掲載内容

- 消費者教育ポスター展を開催します
- 「電気やガス料金が安くなる」という勧誘にご注意!
- 高齢者の自宅売却トラブルが増えています
- 家庭用計量器の無料検査を実施します
- 消費者被害注意報

消費者教育ポスター展を開催します

市立小中学校の協力のもと、「かしこい消費者になろう」というテーマでポスター作品を募集したところ、日々の暮らしの中で、悪質商法の被害に遭わないための心得や、食品ロスを減らすためのルールなど、日頃から気を付けていることや家族で決めていることなどを絵と標語で表現したポスター79点の応募があり、その中から優秀賞2点と消費生活センター賞8点、合計10点の入賞作品が決まりました。優秀賞は、こちらの作品です。



小中台小学校6年 成田 千沙都 さん



緑町中学校1年 鈴木 瞳 さん

入賞作品展示のスケジュール

入賞作品については、広く市民の皆様にご覧いただくため、下記のとおり、市内各所で展示を行います。お近くにお越しの際は、是非、お立ち寄りください。

日 程	会 場
11月9日(火) ~ 11月15日(月)	そごう千葉店 地階そごうギャラリー ※1
11月24日(水) ~ 12月3日(金)	消費生活センター 1階 情報プラザ ※2
12月14日(火) ~ 12月21日(火)	緑区役所 2階 市民ロビー ※2,3
1月11日(火) ~ 1月19日(水)	稲毛区役所 1階 市民ロビー ※2,4

※1 そごう千葉店の営業時間は、10時~20時。最終日の展示は16時まで

※2 他の会場は、平日8時30分~17時30分

※3 緑区役所の最終日の展示は、15時30分まで

※4 稲毛区役所の展示初日は、14時から。最終日の展示は15時30分まで

11月9日(火)から全ての入賞作品をホームページに公開します。



「電気やガス料金が安くなる」という勧誘にご注意を！

平成 28 年に電力の小売全面自由化が、平成 29 年にはガスの小売全面自由化が行われ、一般家庭でも電気や都市ガスの購入先を選べるようになり、電気は 5 年、ガスは 4 年が経過しました。新たに参入する小売業者が増加し、様々な料金メニューが市場に出回るようになった一方、電話勧誘や訪問販売など契約の切り替えに関するトラブルも増えています。

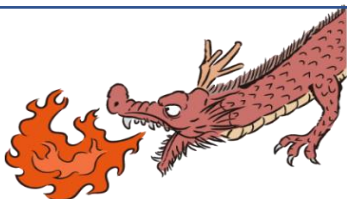
トラブルの特徴と対策

- 現在、契約中の会社の名前で料金プラン変更の勧誘電話がかかってきた
小売業者が**大手電力・ガス会社をかたって**、契約の切り替えを勧誘するケースが多くみられます。勧誘してきた相手の会社名と担当者名、連絡先を確認しましょう。
- 利用中の料金プランを確認し、今より安い料金プランを案内すると言って請求明細にあるお客様番号を教えるよう言われた
検針票の顧客番号を伝えただけなのに、勝手に契約が切り替わっていたという相談が寄せられています。検針票の記載情報は重要な個人情報です。これらがあれば小売業者は契約の切り替えをすることができるので、安易に教えないように気を付けましょう。
- 基本料金が安くなると言われて契約したのに、高くなった。解約して別の会社と契約しようとしたら違約金を請求された
電気やガスのプラン内容は、通信とのセット割引や夜間料金が安くなるなど小売業者によって異なります。事業者の PR は「お得感」を強調しがちですが、**自分のライフスタイルに合ったプラン**かどうか、現在の使用量や利用状況を基に試算してみましょう。また、契約先を切り替える際には、料金だけでなく契約期間や契約解除時の違約金の有無などの諸条件を今のプランと比較検討し、メリットとデメリットを十分理解した上で契約しましょう。

契約のトラブルで困ったときは、消費生活センターへお電話ください

相談専用電話 ☎043-207-3000 月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

小売自由化の豆知識



電力会社 平成28年4月から



ガス会社 平成29年4月から

小売業者によって電気やガスの品質に違いはあるの？

どの会社から購入しても、供給される電気やガスの品質や信頼性は同じです。また、万が一、小売業者が倒産してしまっても、すぐに電気やガスの供給が止まることはありません。

契約書面の交付は小売業者の義務です

契約内容は、契約書面で確認しましょう。

高齢者の自宅売却トラブルが増えています

自宅に訪れた不動産事業者から「住宅について有利な話がある。自宅を売却し、賃貸住宅に住めば管理費や修繕費、固定資産税がかからなくなる」「今、契約すればお宅を市場価格より高く買い取って、良い高齢者住宅（老人ホーム）を紹介する。売却と同時に賃貸契約して同じところに住み続けることもできる」などと説明され、高齢者が自宅売却の契約をしてしまったという相談が寄せられています。

クーリング・オフはできません。契約は慎重に！

消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフが適用されません。さらに、手付金が支払われた後に売主が契約解除を申し出た場合、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となります。いきなり訪問されて契約の署名や捺印を求められても、いったん判断を保留し、その場で契約することは避けましょう。



家の売却は一時的に大金を手にするように見えても、新たに住む場所を確保する必要が生じるなど**その後の生活設計が大きく変わってしまう**場合があります。契約に不安や疑問が生じたら、まずは消費生活センターへお電話ください。

家庭用計量器の無料検査を実施します（予約不要）

11月は、計量意識の普及、向上を図る「計量強調月間」です。消費生活センターでは、その一環として、「家庭用計量器の無料検査」を実施します。計量器を持参のうえ、お越しください。

日 時	令和3年11月18日(木)・19日(金) 13時30分～16時
場 所	千葉市消費生活センター1階 情報プラザ
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計(送気球で加圧するものに限る)、ヘルスメーター、体温計、温度計、キッチンスケール

※検査できない器種：指や手首で計測する血圧計、耳式・非接触型体温計など

※修理は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※当日はマスクの着用をお願いします。

お問い合わせ ☎043-207-3603

□ はかりの定期検査とは

計量法では、はかりを取引・証明に使用する場合、「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたはかり（「特定計量器」といいます。）を使用しなければいけません。また、特定計量器を使用する場合、精度を担保するため、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

なお、ヘルスメーターやキッチンスケール等の家庭用の計量器にもマークが付されていますが、これらは日常の家庭生活に用いられるものなので、取引や証明には使用できません。

（検定証印）

（基準適合証印）

（家庭用特定計量器のマーク）



消費者被害注意報

突然のトイレの詰まりで慌てないように、日頃から信頼できる 修理業者 や 管理会社 の 情報収集を！

トイレが詰まり、「24時間対応」「基本料金数百円～」などと書かれた広告を見て来てもらったところ、事業者に次々と欠陥を指摘され、不安になって高額な契約をしてしまったという相談が後を絶ちません。

事例 トイレが詰まってしまい、郵便受けに投函されていたマグネット広告で知った事業者に修理を依頼した。駆け付けた作業員に作業の概要を説明されたが、慌てていてよく理解しないまま了承してしまい、「今すぐ便器を外して配管を修理しないと隣の部屋まで被害が及ぶ」と不安をあおられ、断れず承諾してしまった。

詰まりは解消したが、30万円の請求書を渡され驚いた。



- ◇ 広告の宣伝表示を鵜呑みにしないようにしましょう。現場の状況次第では、広告の表示料金よりも高額になる場合があるので注意が必要です。
- ◇ 必ず複数社から見積りを取り、慎重に事業者を選定しましょう。見積りを依頼する際には「見積り料金」、「出張料金」、「夜間料金」などが必要か、「見積りが高額な場合はキャンセルできるか」、「キャンセル料は必要か」などを確認しておきましょう。
- ◇ 修理の過程で「今すぐ作業しなければならない」等と契約を急がされても、契約内容に納得できない場合は、一旦作業を中断してもらい、他の事業者に費用相場を照会するなど、契約条件を確認しましょう。特に、便器を外してしまった後では断り難くなります。
- ◇ トイレ修理のような緊急を要するトラブルに備え、安心して修理を依頼できる事業者や、賃貸住宅の場合は管理会社の緊急連絡先などを普段から調べておきましょう。

消費者トラブル防止のために



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111